「東京アートポイント計画」新規共催団体公募 FAQ

(平成30年1月26日時点)

東京アートポイント計画について

● 東京アートポイント計画にはどんな事業がありますか?

東京都内の特定の地域を活動対象とし、地域に根ざしたアートプロジェクトの実施を通じて文化創造拠点を形成する事業や、特定のテーマに根ざしたアートプロジェクトの実施を通じて、社会の潜在的な課題に取り組む事業などを対象としています。平成29年度は11事業を展開しました。平成29年度実施事業一覧はhttps://www.artscounciltokyo.jp/ja/what-we-do/creation/hubs/をご覧ください。

●募集要項の趣旨にある、「文化創造拠点」とは何ですか?空間や場所が必要ですか?

「文化創造拠点」は特定の空間や場所とは限りません。持続可能な活動そのものや、 それらを支えるネットワークも「文化創造拠点」と捉えています。

●プログラムオフィサーの「伴走」とは何ですか?

東京アートポイント計画では、専門スタッフであるプログラムオフィサーが中間支援の 立場からアートプロジェクトの現場に必要な情報、スキル、ネットワークの提供を行っ ています。対話を重ねつつ、ともにプロジェクトの実施へいたる関係を「伴走」と呼ん でいます。

申請する団体・組織について

● 団体の実績がない場合は、メンバーの実績を提出する形で良いですか?

はい。なお、実績は参考にさせていただきますが、選定にあたっては、現在有する実績よりも、今後の展望を重視します。

● 事業の事務局は、団体の理事/社員だけで構成する必要はありますか?

外部スタッフ(業務委託等)との混成チームでも問題ありません。

- 団体の登記場所が東京都外でも、事業実施エリアが都内であれば応募可能ですか?可能です。
- ●事務局メンバーの年齢は選定に関係ありますか?

年齢が選定に関係することはありません。

- ●代表者が同じで構成メンバーが異なる2つの団体が応募することは可能ですか?
 応募は可能です。
- ●旅費を計上する場合、団体内の旅費規程は必要ですか?

団体の旅費規程までは確認いたしませんが、交通費の精算書類には、目的・ルート等 の詳細について必ず記載をいただきます。

●一般財団法人は応募できますか?

非営利活動を目的とする法人であれば応募可能です。

申請する事業について

●既存の東京アートポイント計画事業と重なるエリアで展開する事業の応募はできますか?また、選定に影響しますか?

応募は可能です。選定においては、既存の事業と活動内容が差別化されているかを確認します。

●特定の地域を対象とした事業による応募を考えています。現時点で、該当エリアの自 治体とコネクションを持っていないのですが、選定には関係ありますか?

必ずしも自治体と連携する必要はありません。団体単独で応募可能です。事業実施の 過程で連携を検討する場合があります。

● 事業の一部を東京都以外で展開することは可能ですか?

できません。

● 共催協定締結前に発生した経費も負担金の支出対象となりますか?

対象外となります。

● 複数の助成金を受ける事業も応募できますか?

可能です。事業の持続のために、積極的にさまざまな収入源を確保することを推奨しています。ただし、(公財) 東京都歴史文化財団及び東京都の主催・共催事業、その他補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている事業又は支給を予定されている事業は、対象となりません。

● 区市町村などの基礎自治体が応募することも可能ですか?

できません。ただし、事業実施にあたり、東京都、アーツカウンシル東京(公益財団 法人東京都歴史文化財団)、NPO等、基礎自治体との4者共催とすることは可能です。

●募集要項の対象事業にある「社会の潜在的な課題」とは、具体的にどのような課題が 考えられますか?

例えば、障害福祉、多文化共生、防災、人口減少社会などのテーマにおいて、アートの予見性をもって発掘される課題などが考えられます。過去の共催事業の活動をまとめた成果物の一部はアーツカウンシル東京 ROOM302

(http://www.3331.jp/floor/302.html) などで閲覧することが可能です。 (開室時間のみ)

●募集要項の対象事業にある「これまで実施してきた事業を刷新し展開する事業」とは どういう意味ですか?

これまで継続して実施してきた事業であっても、実施規模、体制、手法、見せ方など についてこの機に刷新し、新規性を持って実施することを想定しているものについて は、対象事業とみなします。申請書には、どのような点を刷新することとなるのかお書 きください。 ● 今年度採択されて次年度も継続したい場合、再び公募を受ける必要がありますか?

ありません。東京都及びアーツカウンシル東京が実施内容を評価し、今後の展開を協議の上、翌年度以降、事業継続するか否かを決定します。

事業資金・負担金について

●「共催事業の負担金」と「助成金」の違いは何ですか?

「東京アートポイント計画」は「共催事業の負担金」となります。「助成金」は事業費の一部を対象経費のルールのもと執行したものに対して交付されます。「共催事業の負担金」はアーツカウンシル東京が限度額まで経費補填します。ただし、執行に当たってはNPOからの計画に基づき、公益事業としての観点のもと合意形成が必要となります。また、共催事業の収支決算において、剰余金が生じたときは、返納する必要があります。

●自己資金は必要ですか?

あることが望ましいですが、なくても応募可能です。

● 負担金は人件費に使うことはできますか?

できます。「東京アートポイント計画」では、NPOの基盤整備を目的とした事務局体制の強化を重視しています。よって、共催をしている事業の稼働に対してのみ、共催団体の職員に支払いができます。具体的には、各職員の職務内容書を提出いただき、全体の業務のうち何割の時間を共催事業に使っているかを算出し、その金額を管理費の中で支払うことができます。

その他

●来年度以降も公募の予定はありますか?

平成31年度以降も公募を実施する予定ですが、平成30年度の共催事業の実施状況を 踏まえて、検討していきます。